

指宿市と株式会社タニタヘルスリンクとの包括的連携協定

指宿市（以下「甲」という。）と株式会社タニタヘルスリンク（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、健康づくりに関する事業を協働で推進することにより生活習慣病の予防や重症化予防の推進による健康寿命の延伸を図り、指宿市が掲げる「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を実現することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、おのおの保有する人的・物的資源を最大限に活用し、次に掲げる活動を協働で行うものとする。なお、具体的な実施内容、実施方法等については、甲乙協議して別途取り決めるものとする。

- （1）健康づくりを推進するための企画・実践・評価に関すること
- （2）健康づくりを支える人づくり・環境づくりに関すること
- （3）健康づくりを通じたまちづくりに関すること
- （4）食と健康を通じた地域ブランディングに関すること
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙から特段の申し立てがない場合は、有効期間が満了する翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する協働事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月25日

甲 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市
指宿市長

豊留悦男



乙 東京都文京区後楽1丁目4番14号
株式会社タニタヘルスリンク
代表取締役社長

丹羽隆史

